

公益社団法人日本臨床腫瘍学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会と称し、英文名を Japanese Society of Medical Oncology (略称を JSMO) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様である。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、がんの患者やその家族及びそのがんの研究者等を対象として、がんの医療に関する国内外の情報の調査研究、普及啓発を行い、がんに対する診療技術の向上を促進・振興するとともに、関連団体との連絡、連携を図る事業を行い、もってがんに対する治療成績の向上を通して、公共の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がんの医療に関する、発表集会、シンポジウム、講演会等の事業
 - (2) がんの医療に関する、情報収集と情報提供の事業
 - (3) がんの医療について活動する、国内外の団体との連絡と連携事業
 - (4) 国内外のがんの医療に関する研究を援助し、推進する事業
 - (5) がんの薬物治療の専門家（がん薬物療法専門医）の養成に関する事業
 - (6) がんの薬物治療の専門家（がん薬物療法専門医）の認定基準の策定、公表、認定に関する事業
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師又は医師以外の個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した医師以外の個人で準会員を希望する者
- (3) 研修医会員 この法人の目的に賛同して入会した医師で、初期研修医1年目、2年目に該当する者。なお、初期研修は、厚生労働省の定める新医師臨床研修期間を指す。
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、臨床腫瘍学を志し、大学の学部、短期大学、医学医療系専門学校などの在籍を証明できる者
- (5) 功労会員 この法人の正会員であった者で、この法人に対して特に貢献が顕著であ

るとして、理事会の承認を受けた者

(6) 名誉会員 臨床腫瘍学に対して著しく貢献をなしたとして、理事会が承認した個人あるいは団体

(7) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を援助する個人及び団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（以下、「社員」という。）とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の正会員、準会員及び研修医会員、学生会員並びに賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会方法により、理事長に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申込があった場合には、第3条の目的及び第4条の事業内容に照らし、かつ公平に入会の可否を判断するものとし、理事長は前項の者の入会を認めない申込者に対して、速やかに、理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

3 功労会員又は名誉会員は、理事会の推薦と本人の承認をもって功労会員又は名誉会員となる。

4 会員の入退会の手続き及び会員の権利義務の内容については、理事会がこれを定める。

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(3) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 総社員が同意したとき

（抛出金品の不返還）

第11条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第 12 条 総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員が納付すべき会費の内容
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として事業年度終了の翌日から 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 議決権総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、出席した社員のうちから選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使)

第 19 条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席社員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会によって社員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。監事についても、同様とする。

5 この法人の監事には、法人の理事（その配偶者又は三親等内の親族、及び前 3 項記載のこれらの者に準ずる者を含む。）、及びこの法人の使用人が含まれてはならないものとする。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならないものとする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行するとともに、理事長を補佐する。

3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事の定年は 65 歳とし、満年齢で 65 歳に達した次の定時総会をもって退任する。

3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

4 監事の定年は 65 歳とし、任期中に満年齢が 65 歳に達した監事は、前項に拘わらず再任することはできない。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

6 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員責任免除)

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 協議員会及び協議員

(構成)

第 35 条 この法人に、事業を推進するために任意の機関として理事会の決議にて、協議員会を置くことができる。

2 協議員会の委員（協議員）は、これに相応しい有識者の内から理事会がこれを選任する。

(権限)

第 36 条 協議員会は、下記諮問事項について、理事会の諮問に応じ審議する。

(1) 理事候補者に関する情報提供

(2) この法人が主催ないし共催する会議に関する意見

(3) その他、理事会が求める意見の提供

2 協議員は、理事会の相談に応じて、この法人の活動や運営に助言をすることができる。

3 前項に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 8 章 各種委員会及び部会

(各種委員会及び部会)

第 37 条 この法人は担当する会務の遂行に必要な委員会及び部会を理事会の決議により置くことができる。

2 理事会が必要と認めたときは、その他に臨時の組織を置くことができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 38 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

しなければならず、基本財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 寄付を受けた財産については、その 50%以上を公益目的の事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により定める寄付金等取扱いに関する施行細則による。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、及び、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第 42 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合
(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条の第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 事務局

(事務局の設置)

第 47 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任命)

第 48 条 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任命し、職員は理事長が任命する。

(事務局の運営)

第 49 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 3 章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める事ができる。

第 1 4 章 附則

(定款に定めのない事項)

附則 1 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附則 2 2015年6月1日施行

附則 3 2019年7月19日施行

この定款変更の施行日の属する事業年度は、2019年6月1日から2020年5月31日、翌事業年度を2020年6月1日から2020年12月31日とし、翌々年の事業年度は2021年1月1日から2021年12月31日までとする。

附則 4 2022年3月5日施行